

「とちぎの伝統工芸品パンフレット改訂業務」公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 委託業務名

とちぎの伝統工芸品パンフレット改訂業務

(2) 事業目的

栃木県の伝統工芸品の特徴や見学・体験施設等に関する情報を、県内外や海外からの観光客に分かりやすく効果的に発信する既存のパンフレットを改訂し、各種イベントでの配布や観光施設等への配架、県公式ホームページ掲載を通じて、本県伝統工芸品の認知度の向上を図るとともに、販路拡大等につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙『「とちぎの伝統工芸品パンフレット改訂業務」仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8（2026）年10月30日（金）までとする。

(5) 業務委託料

1,271,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(6) 担当所属及び書類提出先等

ア 担当所属

栃木県産業労働観光部工業振興課 地域産業担当

イ 書類提出先

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1-20（栃木県庁舎本館6階）

電話：028-623-3198

FAX：028-623-3945

E-mail：kougyou@pref.tochigi.lg.jp

※持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（正午から13時を除く）とし、事前に担当所属宛て訪問日時を連絡すること。

2 プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者（一般競争入札欠格）に該当しないこと。

(2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

(3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）に規定する暴力団等に該当する者でないこと。
- (6) 企画選定委員会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納しない者であること。
- (7) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 プロポーザルの手続き

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 8（2026）年 6 月 8 日（月）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 8（2026）年 6 月 15 日（月）17 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 8（2026）年 6 月 17 日（水）
エ 参加表明書の提出期限	令和 8（2026）年 6 月 24 日（水）17 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 8（2026）年 7 月 3 日（金）17 時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和 8（2026）年 7 月中旬～下旬

(2) 募集要領等の配布

栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売-入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

URL(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）を工業振興課宛て電子メール又は F A X により提出することとし、到着確認のため電話連絡を行うこと。

質問に対する回答は、質問者に対して行うとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、栃木県公式ホームページ上で公開する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）を作成し、持参又は郵送（郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。）により提出することとする。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 8 年 7 月 3 日（金）17 時までに、辞退届（様式任意）を提出することとする。

(5) 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書を提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送（郵送の場合は、到着確認のため、電話連絡を行うこと。）により提出することとする。

ア 提出書類

(ア) 規格 企画提案書の用紙は、原則として A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。ただし、制作課題の規格についてはこれに限らない。

(イ) 内容 企画提案書の様式は任意だが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

a 企画提案書

(a) パンフレットの構成、デザインに関する提案

紹介内容、ページ割、各ページのイメージ、文字・写真・イラスト等のレイアウト等。(パンフレットの表・裏表紙を含む。)

(b) パンフレットの紙質、綴じ方等に関する提案

紙質の見本紙を提出すること。

(c) 業務遂行人員体制

翻訳にあたっては、翻訳者の他に1名以上のネイティブチェックが行える体制を確保すること。

(d) 類似事業の業務実績

b 制作課題

(a) 表紙・裏表紙デザイン案

・成果物として使用する紙を用いて制作すること。

(b) 見開き1ページ：各工芸品の紹介デザイン案

・成果物として使用する紙を用いて制作すること。

・レイアウト次第で見開き1ページ当たりで掲載可能な工芸品数も変動するため、課題に使用する工芸品は任意とする。ただし、令和8年4月現在で栃木県伝統工芸品に指定されているものに限る。

c 費用見積書

企画案実施のために必要な経費(消費税含む)について、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

d 工程表

納期については、令和8(2026)年10月30日(金)とする。校正は最低3回(色校正含む)行うこととし、実施計画及び全体のスケジュールを作成すること。

イ 企画提案書は1者1提案とする。

ウ 提出部数

提出書類の提出部数は下記のとおりとする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

(ア) 企画提案書 2部(紙による正本1部、電子データによる副本1部)

(イ) 制作課題 6部(紙による正本1部、紙による副本5部)

(ウ) 費用見積書 2部(紙による正本1部、電子データによる副本1部)

(エ) 工程表 2部(紙による正本1部、電子データによる副本1部)

エ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部(代表者印を押印)を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) プロポーザル参加に係る注意事項

ア 欠格事項

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合(必要な書類が欠如していた場合を含む。)

- (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 本要領に違反すると認められる場合
- (オ) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

イ 企画提案書等提出書類の取扱い

- (ア) 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。(審査に影響を与えない軽微なものを除く。)
- (イ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (ウ) 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (エ) 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

ウ その他

- (ア) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (ウ) 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

4 委託候補者の選定

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める「とちぎの伝統工芸品パンフレット改訂業務企画提案選考委員会」において、書面により実施する。

企画提案書について、別紙の審査基準により総合的に評価して順位付けを行う。ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が 1 者であった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知する。なお、選考委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

5 契約の締結

- (1) 上記 4 の審査において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議において、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約に当たっては、企画提案書を基に細部について協議の上、栃木県財務規則等の関係法令に基づき、委託契約を締結する。なお、契約書の作成に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。
- (4) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

別紙 とちぎの伝統工芸品パンフレット改訂業務 審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選考委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選考委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選考委員による評価点数の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、審査委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選考委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

	審査項目	評価内容	配点
企画提案書	提案内容の優 良性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の内容を理解し、提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ・読者に対し、本県伝統工芸品の魅力を効果的に伝えるものとなっているか。 ・創造性、独自性が優れているか。 	15
	業務遂行の確 実性	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の同種又は類似の業務で実績を挙げているか。 ・正確でわかりやすい表現で翻訳できる人員を擁しているか。 	15
制作課題	1ページ（表 紙）デザイン 案	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸品のパンフレットであることが一目で伝わり、手に取り閲覧したい意欲をかき立てるデザインであるか。 ・以降10年以上使用して差し支えないデザインであるか。 	20
	見開き1ペー ジ（各工芸品 の紹介）デザ イン案	<ul style="list-style-type: none"> ・読者に対して訴求力があり、正確な情報が分かりやすく掲載されているか。 ・各工芸品の特徴が分かりやすく、より魅力的に見せるデザイン案となっているか。 	30
必要経費		業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
工程表		作業工程が具体的かつ現実可能性があり、特に作業ごとに詳細なスケジュールが示されているか。	10
合計			100

(選考委員)

選考委員は、次の5名の職を有する者をもって充てる。

所属	職名	備考
産業労働観光部 工業振興課	課長	選考委員長
産業労働観光部 工業振興課	ものづくり企業支援室長	
産業労働観光部 工業振興課	課長補佐（総括）	
産業労働観光部 工業振興課	副主幹（地域産業担当 GL）	
産業労働観光部 観光交流課	班長（観光プロモーション班）	